

Tax News Flash

September 2023

税務上の減価償却費にかかる規定改定

財務省は2023年7月13日付で有形固定資産の減価償却および無形資産の償却を改定する2023年財務省令第72号（「PMK-72」）を公布し、2023年7月17日に施行した。

PMK-72は耐用年数20年以上の建物の減価償却や無形資産の償却、資本的支出とすべき修繕費用、保険対象資産の移転または撤去から生じる保険補償、ソフトウェアの償却、特定の事業分野における資産の減価償却、並びにインドネシア税務当局（ITO）からの承認を得る手続きに関する新規と更新の規定を含んでいる。一部の条項は基本的には従前の規定の編集となっている。

また、PMK-72によって下記の規定が無効となる。

- 無形資産を取得するための支出の償却と、特定の事業分野におけるその他支出の償却を定めたPMK No.248/PMK.03/2008
- 特定の事業分野で所有し使用される有形資産を取得するための支出の減価償却に関するPMK No.249/PMK.03/2008と後の修正規定となったPMK No.126/PMK.011/2012
- 減価償却の目的で建物以外の有形資産のグループに含まれる資産の種類を規定したPMK No.96/PMK.03/2009。

PMK-72の主なポイントは下記である。

まだ使用されていない、あるいはまだ生産に使用されていない有形資産の減価償却

PMK-72はまだ使用されていない、あるいはまだ生産に使用されていない有形資産の減価償却の開始時期を具体的に規定している。減価償却は資産が収入の稼得、回収、維持に使用された月、または当該の資産を使って「生産を開始した」とみなされる月から開始される（ただしITOからの承認を得る必要がある）。ここでの「生産を開始した」とは、収益の受領や獲得の時期を考慮することなく有形資産が商業的に生産を開始する時点を指す。

耐用年数が20年以上の建物と無形資産

耐用年数が20年以上の恒久的な建物を所有する納税者は、終始一貫して適用する限り実際の耐用年数、つまり20年以上減価償却することを選択できる。この選択は耐用年数が20年を超える無形資産、つまりグループ4に属する無形資産であり会計上の減価償却は実際の耐用年数に基づいている場合にも適用される。2022会計年度以前に所有し使用されている資産について、2024年4月30日までにITOに通知書を提出することで実際の耐用年数を用いることができる。通知書の届出後、2022年度以降の実際の耐用年数に係る減価償却費は2021年度末の会計上の簿価（NBV）に基づいて計算される。

修繕費用の資本的支出

PMK-72では有形資産の修繕費用の資本的支出が具体的に規定された。これらの修繕費用は下記のルールに基づき、関連する固定資産の会計上のNBVに加算される。

- 修繕によって有形資産の耐用年数を増加させない場合、更新されたNBVは残りの会計上の耐用年数にわたって減価償却される。
- 修繕によって有形資産の耐用年数が延びる場合、実際の耐用年数を使用する恒久的な建物を除き、更新されたNBVは残存耐用年数にその資産のカテゴリー（資産のグループ）の最長耐用年数の範囲における修繕費用の耐用年数を加えた年数で減価償却される。

PMK-72における資本的支出とは、資産の耐用年数を延長でき、初期取得以降に追加の生産能力、生産品質、性能基準の向上という形で将来の経済的利益をもたらさうる支出と定義されている。

年に1回またはそれ以上実施される定期的なメンテナンス費用（例：定期点検での自動車のスペアパーツ交換）は資本的支出には該当しない。

資本的支出となる修繕費用は支出月または修繕が完了した月から減価償却を開始する。

保険対象の資産の譲渡または撤去による保険金の税務上の取扱い

保険対象となる資産の譲渡または撤去が生じる場合、下記が適用される。

- 譲渡または撤去された資産のNBVは損失として計上される。
- 受領した譲渡価額及び保険金は資産が譲渡あるいは撤去された年に課税所得として認識される。

受領する保険金額が将来の期間に確定する場合、ITOの承認を得て保険金を受領した会計年度に損失を費用計上する。

保険金を受領する前に資産を売却する場合、当該資産のNBVから売却価格を控除した額を損失として計上する。

ソフトウェアの償却

PMK-72はソフトウェアの取得原価を2つのカテゴリーに分けている。

- 特別な仕様のソフトウェア
 - 管理システムまたは特定の業務や事業活動を自動化するために特別に設計されたソフトウェア（例：銀行、金融市場、ホテル、病院、航空業界の仕様）。
 - この費用はグループ1(耐用年数4年)において償却される。
 - 将来アップグレード費用が発生する場合、その費用は会計年度のNBVに追加され、アップグレードが行われた月からグループ1で償却される。
- 一般的な仕様のソフトウェア
 - 収益の稼得、回収、維持のために所有し使用される一般的な仕様のソフトウェアの取得および容量のアップグレードの費用は通常の営業費用として認識され、当年度に費用計上される。
 - 上記費用がハードウェアの取得コストに含まれている場合、関連するハードウェアの減価償却費として算出される。

特定の産業における資産の減価償却

税務上の減価償却費のため、特定の産業における有形資産は2つのカテゴリーに分類される。

1. 植林・飼育を開始してから1年以上経過した後に複数回生産できる資産
 - 林業や多年生のプランテーション：グループ4
 - 家畜：グループ2
 - 減価償却は生産を始めた月から、つまり販売を始めた月から定額法にて開始する。

2. 鶏や鴨など飼育してから1年以内に複数回生産できる資産

- 耐用寿命が1年未満の場合、一回の費用として計上する。
- 耐用寿命が1～4年の場合、耐用寿命で減価償却する。
- 減価償却は資産取得の費用が生じた月から開始する。

特定の事業において所有され使用される無形資産やその他費用の償却は、費用が生じた、商業的に生産を開始した、販売を開始したいずれかの月から開始される。

従前規定からの移行

- PMK-72が発効する前に提出された不備の無い申請書は従前の規定に従って処理される。
- 2023年7月16日までに提出されかつ不備のある申請書はPMK-72の規定に従って処理される。
- PMK-96に基づくグループ1、グループ2、グループ3、およびグループ4の耐用年数に従って減価償却された建物以外の有形資産の場合、減価償却の耐用年数はその耐用年数が到来するまで有効となる。なお、2023会計年度より以前に取得され、PMK-96の附録に記載されておらず耐用年数を決定する決定書も発行されていないがPMK-72の附録に記載されている建物以外の有形資産については下記が適用される。
 - 減価償却期間がPMK-72に規定されているグループ2の耐用年数である8年を超えていない場合、2022年度末の残存会計耐用年数はPMK-72に規定されているグループの耐用年数に更新される。2022会計年度のNBV期末残高は更新後の耐用年数に従って減価償却される。
 - PMK-72に規定されているグループ2の耐用年数である8年を超えて資産が減価償却されている場合、2022年度のNBV残高は2023年に全額減価償却される。

資産リストの更新

PMK-72の附録に記載されている、建物以外で追加された有形資産の種類:

グループ	事業の種類	資産の種類
1	全ての事業	デスクトップパソコンとその他電子デバイス
2	たばこ産業	たばこの切削機械、巻たばこ生産機のようなたばこを生産するための機械類

KPMGコメント

- 現行の税務規定に準拠するため、2023年より以前に取得した建物以外の有形資産について、PMK-96の附録に記載されておらず耐用年数を決定する決定書も発行されていないがPMK-72の附録に記載がある場合、その減価償却を見直すことを推奨する。
- 2022会計年度より以前に所有し使用されている建物または無形資産を会計上の実際の耐用年数に従って減価償却または償却することを選択した場合、2024年4月30日までにITOに通知を提出する必要があるので留意すること。

この規定の詳細についてはKPMGにご連絡ください。

Contact us

KPMG Advisory Indonesia

Tax Services

33rd Floor, Wisma GKBI
28, Jl. Jend. Sudirman
Jakarta 10210, Indonesia
T: +6221 5704888
F: +6221 570 5888

Abraham Pierre

Head of Tax Services

Abraham.Pierre@kpmg.co.id

ジャパンデスク

三竿 祥之

Country Deputy Head of Japanese Desk

Yoshiyuki.Misao@kpmg.co.id

尾花 宏

Hiroshi.Obana@kpmg.co.id

足立 陽子

Yoko.Adachi@kpmg.co.id

kpmg.com/id

Some or all of the services described herein may not be permissible for KPMG audit clients and their affiliates or related entities.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

©2023 KPMG Advisory Indonesia, an Indonesian limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.